

お客様へ

いつも尼崎信用金庫をご利用いただきまことにありがとうございます。あましんクイックサービスご利用にあたっては、本規定を定型約款とし、これに記載の約定によりお取扱いさせていただきます。つきましては、ぜひご一読くださいますようお願い申し上げます。

(生体認証ICキャッシュカード・貯蓄総合預金通帳およびキャッシュカード・当座キャッシュカード・預入れ専用カードは、クイックサービスのご利用はできません。)

【あましんクイックサービス利用規定】

1. (適用範囲)

本規定は尼崎信用金庫（以下「当金庫」といいます。）が窓口を設置する専用端末（タブレット）でお客様ご自身による入力にて取引を申込利用する「クイックサービス」（以下、「本サービス」といいます。）について適用されるものです。

2. (サービス内容)

- (1) 本サービスでは、お客様の「通帳と第4条のクイックサービス専用の暗証番号」による認証、または「キャッシュカードとキャッシュカード暗証番号」による認証により、当金庫所定の書類（払戻請求書等）に届出の印章により記名押印することなくお取扱いすることができます。ただし、法令等により印章による押印や署名が必要な取引は除きます。
- (2) 同一の取引店に複数の預金口座を保有している場合、当該口座について通帳と第4条のクイックサービス専用の暗証番号による認証で出金、入金等の手続きを行うことができますものとしします。
- (3) お客様の「キャッシュカードとキャッシュカード暗証番号」による認証を行った場合は、キャッシュカードの出金限度額に関わらず、第1項および前項により手続きを行うことができる預金口座全てに係る出金可能額（当座貸越限度額）までの出金を行うことができますものとしします。

3. (利用者)

本サービスを利用できるお客様は以下のとおりです。

- (1) 個人のお客様は、ご本人様（預金者）のみです。代理人カードは利用できません。
- (2) 法人等のお客様は、代表者の方および代表者から取引の委任を受けている方です。
- (3) 「成年後見制度に関する届出書」をご提出いただいているお客様は、本サービスを利用できません。

4. (暗証番号等)

本サービスで利用する暗証番号は「キャッシュカード暗証番号」（キャッシュカード利

用時) または新たに登録いただく「クイックサービス専用の暗証番号」(通帳利用時) を
認証方法にあわせて利用いただけます。

「クイックサービス専用の暗証番号」は「キャッシュカード暗証番号」と同様に適時
変更することを推奨します。

5. (暗唱番号等の管理)

キャッシュカード、通帳、「キャッシュカード暗証番号」および「クイックサービス専
用の暗証番号」は厳重に管理してください。

また、これらの暗証番号は他人に知られないようにするとともに、他人に推測されや
すい番号の利用は避けてください。

6. (「クイックサービス専用の暗証番号」の変更)

「クイックサービス専用の暗証番号」を変更する場合は、専用端末(タブレット)に
て現在使用している暗証番号を入力後に新しい暗証番号を登録してください。

また、暗証番号を失念したお客様は、当金庫の窓口で所定のお手続きをしてください。

7. (「クイックサービス専用の暗証番号」の取消等)

「クイックサービス専用の暗証番号」を取消する場合は、専用端末(タブレット)に
て手続きしてください。また、「クイックサービス専用の暗証番号」は当事者の一方の都
合によりいつでも取消することができます。

8. (取引の成立)

本サービスにて申込みされた取引は、当金庫が承諾した場合のみ成立するものとしま
す。

9. (本人確認)

本サービスの利用にあたって、取引の正当な権限者であることを確認するため、本人
確認書類等を提示願います。この場合、当金庫が承諾するまでは、申込みは成立しま
せん。

10. (免責事項)

第4条に定める暗証番号等による本人確認が正常に完了した場合は、当金庫はお客様
本人による本サービスの利用とみなし、専用端末(タブレット)、暗証番号等について当
金庫の責によらない偽造、変造、盗用、不正利用等の事故があっても、そのために生じ
た損害については、当金庫の責による場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

11. (故障時等の取扱い)

停電、故障等により専用端末(タブレット)による取扱いが出来ない場合は、本サー
ビスを利用いただけません。

12. (規定の範囲)

この規定に定めのない事項については、各種預金規定および各種キャッシュカード規定、振込規定により取扱います。

13. (規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

14. (準拠法、合意管轄)

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上